

阿南工業高等専門学校日亜化学工業学生支援基金選考委員会規則

(令和2年6月23日)

(規則第4号)

(設置)

第1条 阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）に阿南工業高等専門学校日亜化学工業学生支援基金選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、本校学生を支援対象とする日亜化学工業学生支援基金の募集に関する
こと及び奨学生の決定について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副校長
- (2) 教務主事
- (3) 学生主事
- (4) 寮務主事
- (5) 事務部長
- (6) 学生課長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副校長（総務）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副校長（教務）がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務処理)

第6条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和2年6月23日から施行する。

2 本委員会は、第2条の目的達成をもって解散する。